

朝霞市建設工事(営繕工事)における週休2日制工事实施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手の確保・育成、就業者の処遇改善及び休日確保等の働き方改革を推進するため、朝霞市が発注する営繕工事において、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 週休2日制工事

「週休2日制工事(現場閉所型)」及び「週休2日制工事(交替制)」の総称をいう。

2 週休2日制工事(現場閉所型)

対象期間において、現場閉所(現場休息)による週休2日に取り組む方式をいう。

(1) 週休2日

① 完全週休2日(土日)

対象期間において、全ての週(土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)で、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上(現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(2日/7日))を達成したと認められる状態をいう。

ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

② 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休(現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日))以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所(現場休息)では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所(現場休息)を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所(現場休息)を行っている場合に4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

5%)以上を達成しているとみなす。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

③ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休(現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日))以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含めない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示する。

(3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 現場閉所(現場休息)日

対象期間中に現場閉所(現場休息)を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所(現場休息)日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

3 週休2日制工事(交替制)

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

(1) 週休2日

① 完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が28.5%(2日/7日)以上を達成したと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休2日(4週8休以上)の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても28.5%に満たない場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休(28.5%)以上を達成しているとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休(28.5%)以上を達成しているとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間において、対象者の休日率が28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 対象者

当該工事に係る元請及び施工体制台帳記載の下請(建設工事の請負契約分のみ)の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(3) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請については工事着手日から工事完成日までの期間、下請については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含めない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示する。

(5) 休日率

休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

4 完全週休2日I型

週休2日制工事(現場閉所型): 「月単位の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日(土日)」に取り組む旨を発注者と協議する方式

週休2日制工事(交替制): 「月単位の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日」に取り組む旨を発注者と協議する方式

5 完全週休2日Ⅱ型

週休2日制工事(現場閉所型):「通期の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議する方式

週休2日制工事(交替制):「通期の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議する方式

6 類型

完全週休2日Ⅰ型又は完全週休2日Ⅱ型をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は週休2日制工事としないことも可能とする。

- (1) しゅん工時期や現場条件(夏季休暇中に完成が求められる等)に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事【災害復旧工事(緊急随契を行うような工事)、応急工事等】
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1か月未満の工事
- (5) 上記以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事は、週休2日制工事(現場閉所型)による発注を原則とする。ただし、現場閉所が困難な工事については、週休2日制工事(交替制)として発注することができる。

2 週休2日制工事(交替制)として発注した工事について、受注者が週休2日制工事(現場閉所型)を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、週休2日制工事(現場閉所型)に変更できるものとする。

3 次の①、②のいずれかによる類型を指定するものとする。

- ① 完全週休2日Ⅰ型
- ② 完全週休2日Ⅱ型

4 なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について、同一の発注方式(週休2日制工事(現場閉所型)又は週休2日制工事(交替制))、同一の類型(完全週休2日Ⅰ型又は完全週休2日Ⅱ型)及び第5条第1項の補正区分(完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日)を統一して選択するものとする。

5 発注者は、週休2日工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告又は指名通知書及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(経費の補正)

第5条 発注者は、週休2日制工事の当初の設計価格における労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費について、工事ごとに指定する補正区分(完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日)に応じて補正を行うものとする。

2 前項の補正に関し、補正係数及び補正率の取扱い並びに達成状況の確認及び契約変更の方法は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領に定めるところを準用する。

3 発注者は、現場閉所(現場休息)率又は休日率の達成状況を確認し、指定した補正区分に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(工期の設定)

第6条 発注者は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

2 発注者は、不履行時の工期末における変更手続に要する期間を考慮するものとする。

(実施方法)

第7条 実施方法は次のとおりとする。

(1) 工事着手前

- ① 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- ② 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで施工計画書及び工程表を作成する。

(2) 工事着手後

- ① 受注者は、現場閉所(現場休息)を行う場合は、監督員に事前に連絡する。原則として、監督員の押印が必要となる書面の提出は要しない。連絡は、電子メール等の後日確認できる方法が望ましい。監督員が必要と認める場合は、連絡内容を確認できる資料の提出を求めることができる。

なお、施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合、週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合、官公庁の休日の場合は連絡不要とする。

- ② 交替制の受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況に係る書類(別紙様式第2号)を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。
- ③ 発注者は、現場閉所(現場休息)日に作業が生じるような指示は行わないとともに

に、受注者からの協議等には速やかに対応する。

④ 受注者は、週休2日の確保について下請負人を指導する。

(3) 工事完成時(工事検査前)

① 受注者は、工事完成日の14日前までに、方式に応じた実績書類を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所(現場休息)率又は休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

② 現場閉所型の受注者は、前項①の実績書類として「現場閉所実績報告書(別紙様式第1号)」を提出する。提出日から工事完成日までの現場閉所(現場休息)日については見込みで提出し、変更があった場合はその都度速やかに再提出する。発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

③ 交替制の受注者は、前項②の実績書類として、最終月の「休日確保状況チェックリスト(別紙様式第2号)」及び「休日確保実績報告書(別紙様式第3号)」を提出する。提出日から工事完成日までの休日取得については見込みで提出し、変更があった場合はその都度速やかに再提出する。発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

(4) その他留意事項

監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

(工事成績評定における評価)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。

2 週休2日が達成できなかった場合や、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

3 完全週休2日Ⅰ型においては月単位の週休2日、完全週休2日Ⅱ型においては通期の週休2日の達成状況や取り組む姿勢を評価の対象とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月18日から施行し、令和6年4月18日以後に公告する工事に適用する。

附 則 (令和7年3月17日要領第9号)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領の実施日前に、この要領による改正前の朝霞市建設工事（建築工事）における週休2日制工事実施要領第6条の規定により設計をした工事の補正係数については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行う工事に適用する。
- 2 この要領の施行日前に、改正前の要領により設計をした工事の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 1

<入札公告又は指名通知書>

本工事は、「朝霞市建設工事（営繕工事）における週休2日制工事実施要領」の対象工事である。

<特記仕様書>

朝霞市週休2日制工事（営繕工事）特記仕様書

本工事は、「朝霞市建設工事（営繕工事）における週休2日制工事実施要領」の対象工事である。実施は、同要領によるものとする。

実施要領は、朝霞市役所ホームページで確認のこと。